

平成31年 第1回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成31年1月7日(月) 午前9時00分～午前10時19分

2. 開催場所 白石町役場3階大会議室

3. 出席委員(32人)

1番 片渕久司 委員	2番 香月一夫 委員	3番 川崎勝巳 委員
4番 津田 保 委員	5番 井上保博 委員	6番 木室徳好 委員
7番 吉原春樹 委員	10番 野田弘之 委員	11番 宮崎裕二 委員
12番 岩石 学 委員	14番 池上勝文 委員	15番 香月幸雄 委員
16番 香月伸幸 委員	17番 吉岡保則 委員	18番 森口弘実 委員
19番 川崎敏樹 委員	20番 小柳眞佐美 委員	21番 森 邦之 委員
22番 石田義明 委員	23番 小野愛子 委員	24番 山口八州男 委員
25番 田口千津子 委員	27番 松尾利助 委員	28番 光武直広 委員
29番 溝上博信 委員	30番 永石恒弘 委員	32番 南條喜代己 委員
33番 中村康則 委員	34番 溝口修一郎 委員	35番 木下善明 委員
36番 中村秋男 委員	37番 川崎 薫 委員	

4. 欠席委員(5人)

8番 赤坂隆義 委員	9番 中村勝郎 委員	13番 井崎陽子 委員
26番 片渕秋正 委員	31番 岩永廣康 委員	

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
(2) 農地法第4条の規定による許可申請について
(3) 農地法第5条の規定による許可申請について
(4) 平成31年白石町農用地利用集積計画(1号)の承認決定について
(5) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
(6) 下限面積(別段面積)の設定・公表について

報告事項 (1) 合意解約の報告
(2) 形状変更届出について

業務連絡事項 (1) 第2回農業委員会総会の日時及び場所
(2) 平成30年度第2回農業委員・農地利用最適化推進委員研修会
(3) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 久原雅紀 農地農政係長 野中和男 農地農政係長 吉原浩

農地農政係 渕上悦子

7. その他出席職員

8. 会議の概要

事務局長 ただいまより、平成31年1月第1回白石町農業委員会総会を開会いたします。まず初めに川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 今日は、第1回農業委員会総会ということでご出席いただきましてご苦労様でございます。慎重に審議いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、8番赤坂隆義委員、9番中村勝郎委員、13番井崎陽子委員、26番片淵秋正委員、31番岩永廣康委員から欠席の届けがっております。本日の出席委員は37名中32名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。この後の議事進行につきましては、白石町農業委員会会議規則により会長が務めます。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、36番の中村秋男委員、1番の片淵久司委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第1号 =

議長 はじめに、(1)「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第1号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第1号。

権利の種類は使用貸借権設定。

申請農地の表示。大字福富字中直江〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字福富下分字大福〇〇番、大字八平字八平〇〇番、田17,826㎡、畑4,735㎡、計22,561㎡です。

貸付人は、白石町大字福富〇〇番地、北区の親である〇〇さんです。借受人は、白石町大字福富〇〇番地、北区の子である〇〇さんです。

耕作面積は、田17,826㎡、畑4,735㎡、計22,561㎡です。

稼働力は男2名、女1名です。

申請の事由は、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対し使用貸借権の再設定をするものです。期間は平成31年2月1日から50年間です。全ての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでござい

ます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第1号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第1号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第2号 =

議長 続きまして、議案番号第2号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第2号。

権利の種類は所有権移転(贈与)です。

申請農地の表示。大字田野上字一本杉〇〇番、畑 317 m²です。

譲渡人は、福岡県大川市大字大野島〇〇番地、〇〇さんです。譲受人は、白石町大字田野上〇〇番地、上田野上の〇〇さんです。

耕作面積は、田 121,994 m²、畑 2,187 m²、計 124,181 m²です。

稼働力は男 5 名、女 1 名です。

申請の事由としまして、譲渡人の要望です。譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、これまで同様に適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。議案の位置図は1ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として12月25日に、事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、福岡県大川市在住の譲渡人より、以前からの知り合いで、現在、管理をお願いされている

上田野上の譲受人へ贈与するための申請となります。譲受人は米、麦、大豆、玉葱、イチゴを中心に約 12ha の規模で営農されており、今後もこれまで同様、周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 2 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 2 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 3 号＝

議長 続きまして、(2)「農地法第 4 条の規定による許可申請について」議題といたします。なお、本件については、○番○○委員に関係するものでありますので、審議が終了するまで○○委員は退室願います。

(○番○○委員、退席)

議長 議案番号第 3 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 4 条の規定による許可申請について。

議案番号第 3 号。

申請農地の表示。大字福田字郷西○○番、畑 129 m²です。

申請者は、白石町大字福田○○番地、秀移の○○さんです。

転用目的は、農業用倉庫、家庭菜園となっております。

転用の事由としまして、昭和 60 年頃から、農業用倉庫等として造成を行い利用していた。今後も、農業用倉庫、家庭菜園、通路、その他として利用したいというものです。始末書の提出があつています。

事業または施設の概要は、農業用倉庫 149.00 m²、家庭菜園 30.00 m²、通路・その他

104.00 m²、宅地が同時利用となっております。

位置及び影響等は、東側が田、西側が宅地、南側が宅地・田、北側は田です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直して決定公告がされています。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限る）。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては 2 ページから 3 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として 12 月 17 日に事務局と現地確認を行いました。申請は、農業用倉庫、家庭菜園、通路・その他の整備を目的とするものです。隣接する宅地と併せての利用であることと、隣接する農地は申請人所有の田であるため問題はなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 3 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 3 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

〇〇委員の入室を認めます。

(○番〇〇委員、着席)

＝議案番号第 4 号＝

議長 議案番号第 4 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 4 号。

申請農地の表示。大字横手字二本谷籠〇〇番、田 118 m²です。

申請者は、白石町大字横手〇〇番地、新昌の〇〇さんです。

転用目的は、車庫となっております。

転用の事由は、平成 30 年 8 月頃に駐車場として造成していた。今後、新たに車庫を建設して利用したいというものです。始末書の提出があっています。

事業または施設の概要は、車庫 46.06 m²、その他 71.94 m²です。

位置及び影響等は、東側が田、西側が宅地、南側が田、北側は宅地です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 29 年 12 月 8 日に一般で決定公告がされています。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限る）。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては 4 ページから 5 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 12 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。申請地は平成 29 年 2 月に分筆され、平成 30 年 8 月に造成を行っております。事務局から説明がありましたとおり、許可後は車庫を建て利用したいと希望されているものです。面積も最小限度の規模であり、周辺農地への影響もないことから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしく願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第4号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第4号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第5号＝

議長 議案番号第5号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第5号。

申請農地の表示。大字戸ケ里字二本樟〇〇番、田 2,398 m²、同じく〇〇番、田 91 m²、同じく〇〇番、田 131 m²、同じく〇〇番、畑 132 m²、計 2,752 m²です。

申請者は、白石町大字戸ケ里〇〇番地、戸ケ里の〇〇さんです。

転用目的は、農業用倉庫、農業用資材置場、農機具置場、苗箱置場、庭、住宅です。

転用の事由は、〇〇番の一部については、平成17年頃に農業用倉庫、農業用資材置場、農機具置場等が不足したため造成し利用していたが、事業の拡大にともない、今後も農業用倉庫、農業用資材の搬入スペース、苗箱置場(4000箱分)が必要となったため造成を行いたいというものです。また、〇〇番については、昭和59年頃に、住宅の一部と庭として、〇〇番については、平成4年頃に農業用倉庫として、〇〇番については、平成20年頃に農業用資材置場(パイプハウス)として利用していたというものです。始末書の提出があっています。

事業または施設の概要は、農業用倉庫(既存)140.00 m²、農業用倉庫(既存)131.00 m²、農業用資材置場(既存)110.00 m²、農業用倉庫(新設)199.00 m²、農業用資材置場100.00 m²、農機具置場100.00 m²、箱苗置場1,000.00 m²、庭・住宅161.00 m²、通路・その他914.00 m²です。宅地同時利用となっております。

位置及び影響等は、東側が道路・宅地、西側が水路・宅地、南側が田・宅地、北側は道路・宅地です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、〇〇番は農振除外が平成30年10月11日に一般で決定公告され、〇〇番、〇〇番、〇〇番は農振除外が平成10年10月23日に見直しで決定公告されています。

〇〇番、〇〇番については、農地区分は第3種農地。農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する

ものです。許可基準の該当事項としまして、許可し得るものです。

〇〇番、〇〇番については、農地区分は第2種農地。農地区分の該当事項は、第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であること。許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては6ページから7ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として12月27日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、農業用倉庫、農業用資材置場、農機具置場、苗箱置場、庭、住宅の整備を目的とするものであります。申請人は個人として、また法人としての農業経営を大規模に行われており、農業経営のために必要な施設としての利用などを希望されております。周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、一部、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第5号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第5号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第6号 =

議長 続きまして、(3)「農地法第 5 条の規定による許可申請について」議題といたします。
議案番号第 6 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 5 条の規定による許可申請について。

議案番号第 6 号。

権利の種類は使用貸借権設定です。

申請農地の表示。大字福吉字本松〇〇番、畑 177 m²です。

貸付人は、白石町大字福吉〇〇番地、福吉北中の〇〇さん。借受人は白石町大字福吉
〇〇番地、福吉北中の〇〇さんです。

転用目的は、農家住宅、駐車場となっております。

転用の事由は、昭和 50 年頃から庭の一部として使用していた。農家住宅の老朽化と、
子供の成長にともない手狭になったことにより、農家住宅、駐車場として利用したいと
いうものです。始末書の提出がっております。

事業または施設の概要は、住宅 216.32 m²、駐車場（4 台分）70.00 m²、通路・物干し
スペース 97.00 m²です。宅地同時利用となっております。

位置及び影響等は、東側が宅地、西側が畑、南側が道路、北側は水路です。面積の検
討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が当初からなされております。

農地区分は第 2 種農地。農地区分の該当事項は、第 3 種農地になることが見込まれる
区域として宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しく
は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が
概ね 10ha 未満であることで、許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地
することが困難な場合は許可し得るものです。土地改良施設等への影響もなく、その他
許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、8 ページから 9 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 12 月 17 日に事務局と現地確認を行いました。申請は、親所有の
宅地の一部と、今回申請されている農地を、子が借り受けて農家住宅の建て替えと駐車
場の整備を目的とするものです。隣接する宅地と併せての利用であり、申請地周辺の農
地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむ
を得ないと判断いたします。なお、既に一部を無断で転用されていることについては十
分指導しております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 6 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 6 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 7 号 =

議長 続きまして、議案番号第 7 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 7 号。

権利の種類は使用貸借権設定です。

申請農地の表示。白石町大字深浦字一本松〇〇番、田 1,214 m²です。

貸付人は、白石町大字深浦〇〇番地、深浦西分の〇〇さん、借受人は白石町大字深浦〇〇番地、深浦西分の〇〇さんです。

転用目的は、共同住宅となっております。

転用の事由としまして、国道 207 号線の近くで交通の便がよく、近くにコンビニもあるなど、住環境も良好であり、アパートの需要が見込めるため共同住宅として利用したいというものです。

事業または施設の概要は、共同住宅 345.88 m²、駐車場 (21 台分) 262.50 m²、通路・その他 605.62 m²です。

位置及び影響等は、東側が水路、西側が宅地、南側が田、北側は道路です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 10 年 10 月 23 日に見直しで決定公告がなされております。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、許可基準の該当事項としまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては 10 ページから 11 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として 12 月 20 日に事務局と現地確認を行いました。今回の転用申請は、親所有の農地を子が借り受けて、共同住宅を建設し、併せて駐車場を整備するものです。隣接する農地は、貸付人の所有の田であることから、問題なく、また、区長並びに生産組合長、隣接する宅地の所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議をよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 7 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 7 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 8 号＝

議長 続きまして、議案番号第 8 号。(4)「平成 31 年白石町農用地利用集積計画 (1 号) の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 8 号、

平成 31 年白石町農用地利用集積計画 (1 号) の承認決定についてご説明します。はじめに所有権移転関係でございます。今回は 3 件となっております。

整理番号 1 番、買い手は太原上の〇〇さん。売り手は西郷の〇〇さん。土地の表示は、大字今泉字二本杉〇〇番、田の 1 筆で 3,803 m²。利用目的は米・麦・大豆。所有権の移転時期は平成 31 年 1 月 8 日、支払期限は平成 31 年 1 月 31 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は 61,896 m²です。

整理番号 2 番、買い手は東郷移の〇〇さん。売り手は秀新村の〇〇さん。土地の表示

は、大字福田字秀杉〇〇番、〇〇番、田の 2 筆で 5,494 m²です。利用目的は米・麦。所有権の移転時期は平成 31 年 1 月 8 日、支払期限は平成 31 年 2 月 28 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。取得後の経営面積は 288,678 m²です。認定農業者です。

整理番号 3 番、買い手は八の割の〇〇さん。売り手は八の割の〇〇さん。土地の表示は、大字遠江字二本柳〇〇番、〇〇番、田の 2 筆で 5,503 m²。利用目的は米・麦。所有権の移転時期は平成 31 年 1 月 8 日、支払期限は平成 31 年 5 月 31 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は 51,934 m²。

次に、利用権設定の関係でございます。2 ページから 5 ページにかけて 55 件、6 ページから 13 ページにかけて農地中間管理機構への利用権設定関係が 60 件、合わせまして 115 件の計画が提出されています。利用権の種類は賃借権設定が 114 件、使用貸借権設定が 1 件となっております。そのうち新規が 96 件、その中で自作地から新規に利用権の設定をされるものが 81 件で、再設定は 19 件でした。また農地利用集積円滑化団体である JA を通して設定をされているものが 33 件です。今回の利用権の総面積は 1,017,381.3 m²です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが 1 件、個人によるものが 54 件、農地中間管理機構によるものが 60 件となっております。なお、今回の計画の中で未相続農地は 18 件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして、115 件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。所有権移転について審議します。これについては議事参与の制限がございます。〇番〇〇委員については、退室をお願いします。

(〇番〇〇委員、退席)

議長 これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 8 号の所有権移転について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 8 号の所有権移転については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 ○番〇〇委員の入室を認めます。

(○番〇〇委員、着席)

議長 つづきまして、利用権設定について審議します。これについては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与の制限がございまして、利用権設定関係で、○番の〇〇委員、○番の〇〇委員については、それぞれの整理番号で発言を控えていただきます。

何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 8 号の利用権設定について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 8 号の利用権設定については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 9 号～第 16 号＝

議長 つづきまして、(5)「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 9 号から 16 号まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売渡し希望です。

議案番号第 9 号。申し出農地の表示。大字新拓〇〇番、田の 2,973 m²、同じく〇〇番、田の 3,088 m²、計 6,061 m²。2 筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字新拓〇〇番地、新拓の〇〇さんです。申請理由は農地の処分です。議案の位置図は、12 ページをご覧ください。

議案番号第 10 号。申し出農地の表示。大字遠江字三本松籠〇〇番、田の 2,965 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字横手〇〇番地、天神の〇〇さんです。申請理由は遠方で耕作不利地のための農地の処分です。議案の位置図は、13 ページをご覧ください。

議案番号第 11 号。申し出農地の表示。大字福富字佐太郎搦〇〇番、田の 648 m²、同じく〇〇番、畑の 82 m²、計 730 m²です。2 筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富〇〇番地、東区の〇〇さんです。申請理由は後継者なしによる農地の処分です。議案の位置図は、14 ページをご覧ください。

議案番号第 12 号。申し出農地の表示。大字八平字新開〇〇番、畑の 988 m²、同じく〇〇番、畑の 4,639 m²、計 5,627 m²です。2 筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富〇〇番地、北区の〇〇さんです。申請理由は経営規模縮小による農地の処分です。議案の位置図は、15 ページをご覧ください。

議案番号第 13 号。申し出農地の表示。大字牛屋字大黒搦〇〇番、田の 3,435 m²、同じく〇〇番、畑 32 m²、計 3,467 m²です。2 筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字牛屋〇〇番地、中央の〇〇さんです。申請理由は、後継者なしによる農地の処分です。議案の位置図は、16 ページをご覧ください。

議案番号第 14 号。申し出農地の表示。大字戸ケ里字四本樟〇〇番、田の 3,967 m²、同じく〇〇番、畑の 115 m²、計 4,082 m²です。2 筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字牛屋〇〇番地、沖清の〇〇さんです。申請理由は後継者なしのための農地の処分です。議案の位置図は、17 ページをご覧ください。

議案番号第 15 号。申し出農地の表示。大字新明〇〇番、田の 4,402 m²、同じく〇〇番、田の 4,349 m²、計 8,751 m²です。2 筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字新明〇〇番地、新明 3A の〇〇さんです。申請理由は後継者なしによる農地の処分です。議案の位置図は、18 ページをご覧ください。

議案番号第 16 号。申し出農地の表示。大字堤字牛田〇〇番、田の 1,661 m²、同じく〇〇番、田の 32 m²、計 1,693 m²です。2 筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、愛知県岩倉市東新町江向〇〇番地、〇〇さんです。申請理由は遠方で耕作不利地のための農地の処分です。議案の位置図は、19 ページをご覧ください。

以上、議案番号第 9 号から議案第 16 号まで 8 件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定められておりますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 議案番号第 9 号から 16 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議案番号第 9 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 10 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 11 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 12 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 13 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 14 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 15 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 16 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第 9 号は○番○○委員と○番○○委員、10 号は○番○○委員と○番○○委員、11 号は○番○○委員と○番○○委員、12 号は○番○○委員と○番○○委員、13 号は○番○○委員と○番○○委員、14 号は○番○○委員と○番○○委員、15 号は○番○○委員と○番○○委員、16 号は○番○○委員と○番○○委員。それでは担当職員をお願いします。

事務局長 議案番号第 9 号○○、10 号○○、11 号○○、12 号○○、13 号○○、14 号○○、15 号、16 号は○○です。以後の連絡調整につきましては担当職員のほうによろしく願います。

議長 それでは、あっせん委員になられました方はよろしく願います。

＝議案番号第 17 号＝

議長 続きまして、(6)「下限面積(別段面積)の設定・公表について」を議題とします。
議案番号第 17 号について、事務局に説明を求めます。

事務局 まず初めに、宅地周りの農地の検討部会にて検討いただきました部会員の皆様にお礼
をお申し上げます。

議案番号第 17 号 下限面積(別段面積)の設定・公表について説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

平成 21 年 12 月施行の改正農地法により、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定されて
いる下限面積については、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区
域内の全部又は一部につき、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令
で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定でき
ることになりました。

また、「農業委員会の適正な事務実施について」(平成 21 年 1 月 23 日付け 20 経営第
5791 号農林水産省経営局長通知)の規定により、農業委員会は毎年下限面積(別段面積)
の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

このため、次年度の下限面積(別段面積)の設定又は修正の必要性について以下のと
おり提案いたします。

今回の提案の内容としましては、設定地域については町内全域、対象者については 1
番の通常の農業者 5,000 m²、2 番の青年等就農計画の認定を受けている者(白石町認定
新規就農者)は 1,000 m²、3 番の白石町空き家バンクに登録されている宅地に付随する
農地を希望する者は 1 m²から取得できるというように、今回提案させていただいており
ます。こちらのほうの理由につきましては、2 ページをご覧ください。

理由としましては、白石町においては、経営面積 50 a 未満の農家数が 21%であり、
経営面積 50 a 未満の農家数は農地法施行規則第 17 条第 1 項第 3 号に規定されている別
段面積の基準 40%を大きく下回っていますので、新たに下限面積の設定を行う必要がな
いと思えますが、白石町では、「しろいし農業塾」を含め、新規就農者の育成を進めてお
り、新規就農者も例年一定数おられます。平成 30 年は、新規就農者は 25 人、認定新規
就農者は 8 人です。

青年等就農計画の認定を受け、白石町認定新規就農者となった農業者が、新たに農地
を求め農業を始めやすくするために、白石町認定新規就農者となった農業者の下限面積
を 1,000 m²は変更を行わない方がよいと判断しました。

また、空き家に付随する農地の取り扱いについて新たに下限面積を設定することによ

り耕作放棄地等の発生防止や解消に寄与し、定住促進を図ることができると考えられるため、「白石町空き家バンク」に登録されている宅地に付随する農地を希望する者についても下限面積の設定を1㎡に変更を行った方がよいと判断しました。

施行日につきましては、平成31年4月1日からとさせていただきます。

以上の件を踏まえ議案番号17号を提案いたします。

なお、11月の総会の折にお渡ししました宅地に付随する農地についての要領について変更点があります。

4ページをお開き下さい。要領の名称を「白石町農地等権利移動制限特例農地指定申出制度実施要領」としておりましたが、「白石町特例農地指定申出制度実施要領」へ変更しました。

次に第3条の(1)に白石町空き家バンクに登録された空き家・空き地に付随する農地であること。(空き家・空き地と所有者が同じで空き家・空き地から容易に耕作ができる距離にある農地のことをいう。)としておりましたが、()分を削除し農地の所有者が空き家、空き地と同じでなくても空き家・空き地に付随する農地であれば申請できるとしました。申請された農地は農業委員会総会にて空き家・空き地に付随するに値するのかわかりましたので、この文面を削除しても問題ないと判断いたしました。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。

検討委員会に参加させていただいて、その中でも申し上げさせていただいたのですが、家屋が老朽化して解体した後の宅地というのがあって、その周りの農地を将来的には検討していただきたいと思います。今回5条のほうまで出してある白石町は素晴らしいと思います。

議長 他にございませんか。

○番 ○番の〇〇です。この空き家バンクに登録されたのを簡単に検索できますか。

事務局 ○〇委員の質問ですが、今、空き家バンクの情報については、白石町のホームページで閲覧できるような仕組みになっています。ホームページを開いていただいたら、空き家バンク用の入り口がありまして、そこに入っていただいたら空き家の情報が出て来ます。全国どこからでも見ていただける仕組みになっております。

それと、先ほどの宮崎委員の空き地の取り扱いについては、バンクの担当課のほうと、取りあえずは空き家バンクがベースだからということで、そこは今、家を中心にやっておりますので、まずはそこでやっていくということです。資料の中にも挙げておりますし、空き地ということも消しておりませんのは、農業委員会としてはいつでも設定がで

きるということで、空き家バンクのほうの仕組みは空き地まで取り扱えるようにやってもらいたいという要望はしております。将来的にはなっていくものと思っております。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 17 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 17 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- ① 合意解約の報告
- ② 形状変更届出について

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

- ① 第 2 回農業委員会総会の日時及び場所
- ② 平成 30 年度第 2 回農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について
- ③ その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、第 1 回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 10 時 19 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記

録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員